

医監手当の新設について

1 趣 旨

従事する業務の分野において卓越した技術を有する職員を医監として認定し、認定された職員に対して、医監手当を支給することとする。

「参考」

- 今日、マイスター制度などの名称で、一つの分野に精通したプロフェッショナルや技術を極めた職員に対して、手当や報奨金を支給することにより、処遇する人事上の仕組みを導入している企業が増えている。
- 一方、本機構においても、医師の中にその分野において高い技術を持って、業務に励んでいる職人気質の者がいる。
- そこで、認定された職員の更なる技術力の向上及び意欲の向上並びに中堅・若手職員への技術の伝承と後継者の育成が図られることを目的とする県立病院機構版マイスター制度を導入する。認定する称号の名称は「医監」とする。

2 医監手当及び医監認定の内容

(1) 手当額（給与規程第30条の4第2項）

医監手当の月額は、5万円とする。

(2) 医監認定の目的（要綱第2条）

認定された職員の更なる技術力及び意欲の向上並びに中堅・若手職員への技術の伝承と後継者の育成が図られることを目的とする。

(3) 医監の認定基準（要綱第3条）

次の各号のすべてに該当する者の中から理事会の承認を得るものとする。

ア 索引規程第11条に規定する管理職手当の受給者でない者

イ 従事する専門分野において、治療・手術の実績から、卓越した技術を有する医師として、全国的に高い評価を受けている者

ウ 学会発表（特に国際学会）、論文発表において、高い評価を受けている医師

(4) 医監の認定手続き（要綱第4条）

ア 所属長等は、医監にふさわしいと考える職員の同意を得た上で、理事長に対して関係書類（履歴書、自己アピール、学会発表、論文発表、治療・手術の実績）を添え、推薦書を提出する。

イ 理事長が設置する医監認定候補者選考会議は、所属長等が推薦した職員の評価を実施し、その結果を理事長へ具申する。

ウ 理事長は医監認定候補者を決定し、医監認定について、理事会に諮る。

エ 理事長は、医監として認定した者に認定証を交付する。

(5) 手続き（要綱第5条）

医監の認定期間は5年間とする。再度の認定を受けることにより、継続も可能とする。

3 施行期日

平成28年3月22日（理事会での承認を受けた日）

改正案

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
給与に関する規程

(医監手当)

第30条の4 医監手当は、医監として認定された職員に対して支給する。

2 医監手当の月額は、5万円とする。

3 前2項に規定するものほか、医監手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年3月22日から施行する。

神奈川県立病院機構医監認定に関する要綱

地方独立行政法人 神奈川県立病院機構

地方独立行政法人神奈川県立病院機構医監認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構給与に関する規程第30条の4第3項に基づき、神奈川県立病院機構医監（以下「医監」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本認定は、従事する業務の分野において卓越した技術を有する職員を医監として認定することにより、認定された職員の更なる技術力及び意欲の向上並びに中堅・若手職員への技術の伝承と後継者の育成が図られることを目的とする。

(医監の認定基準)

第3条 医監は、次の各号のすべてに該当する者の中から理事会の承認を得るものとする。

- (1) 紹介規程第11条に規定する管理職手当の受給者でない者
- (2) 従事する専門分野において、治療・手術の実績から、卓越した技術を有する医師として、全国的に高い評価を受けている者
- (3) 学会発表（特に国際学会）、論文発表において、高い評価を受けている医師

(医監の認定手続き)

第4条 所属長等は、医監にふさわしいと考える職員の同意を得た上で、関係書類（履歴書、自己アピール、学会発表、論文発表、治療・手術の実績）を添えて、推薦書（様式1）を理事長に提出する。

- 2 理事長が設置する医監認定候補者選考会議は、所属長等が推薦した職員の評価を実施し、その結果を理事長へ具申する。
- 3 理事長は医監認定候補者を決定し、医監認定について、理事会に諮る。
- 4 理事長は、医監として認定した者に認定証を交付するものとする。
- 5 医監認定候補者選考会議の組織及び運営については、別に定める。

(医監の認定期間)

第5条 医監の認定期間は5年間とする。再度の認定を受けることにより、継続も可能とする。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、医監の認定について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月 日から施行する。

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

理 事 長 様

(所 属 長 名)

医 監 推 薦 書

下記の者は、医監にふさわしい功績があると考えられるため、神奈川県立病院機構
医監認定に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類（履歴書、自己アピール、
学会発表、論文発表、治療・手術の実績）を添えて、推薦します。

記

被推薦者 の氏名	
部署 役職	
推薦理由	

履歷書

平成 年 月 日

【自己アピール】

【学会発表】

【論文発表】

【治療・手術 実績】

地方独立行政法人神奈川県立病院機構医監認定候補者選考会議設置に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構医監認定に関する要綱第4条第5項の規定に基づき、医監認定候補者選考会議（以下、「会議」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、所属長等が推薦した職員について医監認定候補者としての評価を実施し、その結果を理事長へ具申することを所掌する。

(組織)

第3条 会議は、委員長及び委員をもって組織する。
2 委員長は理事長が指名する副理事長又は理事をもって充てる。
3 委員には、医監認定候補者の専門分野を客観的、公正に評価できる者をその都度、委員長が選定する。
4 委員は4名以内とする。

(会議の運営)

第4条 会議は、委員長が招集し、議長となる。
2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、本部事務局人事部人事給与課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月 日から施行する。